

さくら市社会福祉協議会職員研修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会職員に対して行う研修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の内容)

第2条 研修は、本会の能率的な運営に資するため、その職において必要な知識、技能の習得及び自己啓発等を内容とするものでなければならない。

(研修の区分)

第3条 研修は、一般研修、専門研修、派遣研修、職場研修及び自己啓発研修とする。

(一般研修)

第4条 一般研修とは、職員として必要な一般的知識及び技術又は技能を習得させるために行う研修をいう。

(専門研修)

第5条 専門研修とは、職員が職務遂行上必要とする専門的知識及び技術又は技能を習得させるために行う研修をいう。

(派遣研修)

第6条 派遣研修とは、市、その他の団体等に対し、職員を派遣して行う研修をいう。

(職場研修)

第7条 職場研修とは、職員として必要な一般的知識及び技術又は技能を習得させるために日常の業務を通じて行う研修をいう。

(自己啓発研修)

第8条 自己啓発研修とは、職員の自己啓発意識の高揚と資質及び能力の向上を目的として職員が自主的に行う研修をいう。

(研修の企画及び実施)

第9条 総務係は、研修の企画や他機関の研修会等の情報を提供する。

(研修生の指定)

第10条 研修の受講者(以下「研修生」という。)は会長が指定し、毎年度当初において職員に通知するものとする。

(研修専念の義務)

第11条 研修生は、研修に専念しなければならない。

(研修の欠席)

第12条 研修生は、心身の故障その他の理由により研修に出席できないときは、研修欠席届(別記様式)を総務係に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(事務局長の責務)

第13条 事務局長は、職員の研修参加に対し、積極的に機会を与え、職員の能力開発と質の向上を図るため協力するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 1月20日から施行する。